

2. 役員の変更等があった時に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
役員の変更等届出書（施行規則第3号様式）	1部	71, 72
変更後の役員名簿	2部	30

役員が新たに就任した場合に限り提出する書類

就任承諾及び誓約書の謄本	1部	31
役員の住所又は居所を証する書面 （住民票の写し等（申請日の6か月以内、本籍の記載不要））	1部	—

法第23条第1項の規定に違反し、役員の変更等届出書の届出がなかった場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処されることがあります。
(法第80条第3号)